厚真町復旧・復興計画策定方針

生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の厚真町について、実現までのビジョンや事業計画、行程などをとりまとめたマスタープランとして、「厚真町復旧・復興計画」を策定します。

問い合わせ
総務課災害復興グループ
☎27-23321

策定にあたっての基本姿勢

(1)住民意見の反映
被害が甚大な地域を中心に、行政と住民が直接対話をする機会を積極的に設け、住民意向に沿った住まいの再建や集落再生の方向性について検討します。あわせて、アンケートやワークショップなど多様な参画機会を設けることで、より幅広い住民の意見の把握に努めます。

(2)有識者や外部人材、支援組織との連携
地震の被害は甚大で、町内の人材や知見だけでは早期の復旧・復興事業の展開は困難な状況です。高度な知識を有する専門家や地震を機に本町とつながりを持った外部支援組織や人材との情報交換と連携を密に行い、本計画策定に生かします。

(3)復旧・復興フェーズにあわせた段階的な計画策定
復旧・復興の道のりは長く、険しいものが予想されます。本計画についてはより多くの住民意見を反映するために、策定期間を総合計画後期計画見直しまでを含めた約2年と長めに設定しながらも、住まいの再建など緊急性や優先度により復旧・復興事業の展開するために段階的に計画を策定します。

(4)地域別復興まちづくり計画の作成
被害が甚大で土地利用計画に大幅な見直しが必要となる地域については、集落再生に向けた住環境整備計画等（復興まちづくり計画）を地域ごとに作成します。

策定方針の概要

(1)厚真町復旧・復興計画策定の主体
行政が住民と協働し、関係機関や外部人材と連携して策定します。

(2)対象地域
町内全域

(3)計画の期間
7年間（2019～2025年度）

(4)計画の位置づけ
本計画は「厚真町第4次総合計画（2016～2025年度）」を基本とし、地震により顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、更なる地域の発展に向けた計画として策定します。

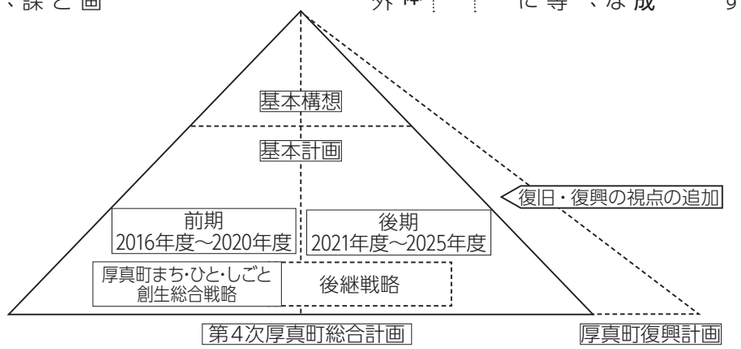

北海道胆振東部地震に係る住民懇談会
町の被害状況と今後の復旧事業等について、住民向けに報告と説明を行います。住まいや生活の再建、産業の再生、防災に強いまちづくり等に対する課題や意見をお聞きし、今後策定する厚真町復旧・復興計画の基礎資料として反映します。

◉3月22日(金)13時30分～15時
対象 厚真地区全域
会場 総合ケアセンターゆくり

◉3月22日(金)18時～19時30分
対象 桜丘、朝日、幌里地区
会場 総合福祉センター

◉3月25日(月)18時～19時30分
対象 東和、宇隆、本郷（仮設団地含む）地区
会場 総合福祉センター

◉3月27日(水)18時～19時30分
対象 京町（仮設団地含む）、表町（仮設団地含む）、錦町、本町地区
会場 総合福祉センター

◉3月28日(木)13時30分～15時
対象 上厚真地区全域
会場 厚南会館

◉3月28日(木)18時～19時30分
対象 新町（仮設団地含む）、美里、上野地区
会場 総合福祉センター

◉4月2日(火)18時～19時30分
対象 豊沢、豊川、富野地区
会場 総合福祉センター

◉4月3日(水)18時～19時30分
対象 上厚真（仮設団地含む）、共栄、共和地区
会場 厚南会館

◉4月4日(木)18時～19時30分
対象 厚和、浜厚真、鹿沼（仮設団地含む）豊丘、軽舞、鯉沼地区
会場 厚南会館

※富里・高丘、吉野地区は1月30日、幌内地区は2月27日に開催しました。
※全日程、対象地域外にお住まいの方も参加できます。

計画の枠組みと策定プロセス

(1)計画の枠組み
■第1期計画（策定期間：2019年3月～2019年9月頃）
・被災状況の調査・分析
・インフラ・公共施設などの復旧計画と生活再建支援事業等の取組状況
・住民意見の集約
・復興理念
・地域別復興まちづくり計画（地域の被災状況整理／住民意向と個々の住宅再建方法の整理／土地利用計画の見直しと住環境整備に向けた手法の検討）

■第2期計画（策定期間：2019年9月～2020年3月頃）
・住民意見の集約
・テーマ別、分野別の事業計画、行程表
・重点プロジェクト
・地域別復興まちづくり事業計画（住環境整備事業の実施に向けた詳細な計画の作成）

■第3期計画（策定期間：2020年4月～2021年3月頃）
・総合計画前期計画の評価と復旧・復興計画を踏まえた後期計画の見直し

(2)計画策定のプロセス

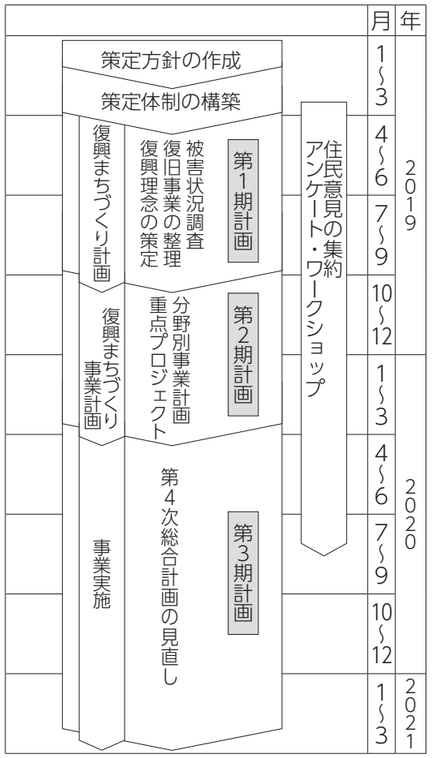

策定体制

(1)策定に向けた組織体制
■厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部
町長が本部長、副町長と教育長が副本部長、各課管理職などが本部員となり、計画を策定します。

■まちづくり委員会
まちづくり委員会は、町長の諮問に応じ、本計画の策定に関して必要な事項を調査、研究および審議し、意見を取りまとめて町長に答申します。本計画の策定に際し、地区代表となる住民等を委員に追加するとともに、復旧・復興に関して専門的な知識を有する者をアドバイザーとして委嘱します。必要に応じて委員会内に部会を設置します。
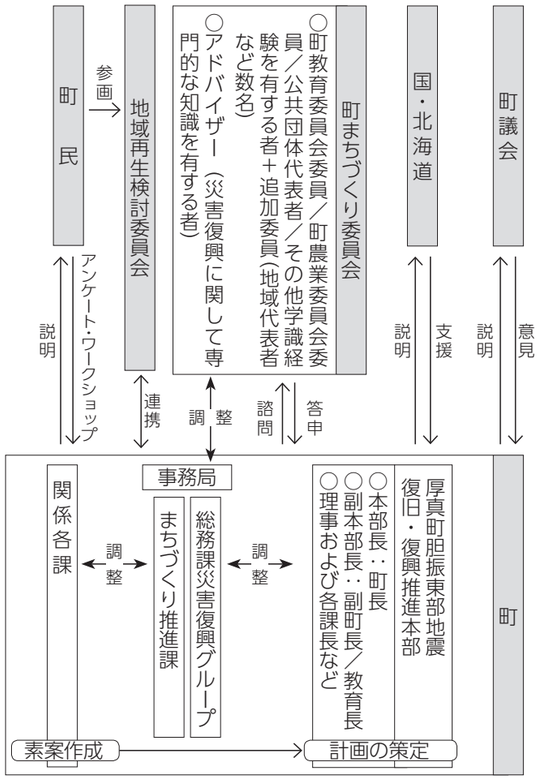
■地域再生検討委員会
地域ごとの復興まちづくり計画の策定にあたり、自治会を中心に地域住民で構成します。町職員およびまちづくり委員会アドバイザーと連携し、計画策定に向けた課題整理や意見集約を行います。